

コメントの概要とコメントに対する考え方

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1.	<p>約定取消制度は、貴取引所のリスク管理上・参加者の保護という観点で不可欠な施策と考えており、当該制度変更に賛成致します。</p> <p>パブリック・コメントには明記されておりましたが、貴取引所が約定取消しが必要と判断された場合には、次の場合にも取消権限が及ぶものと理解しております。</p> <p>1) 値幅制限 (Price limit) 内におけるエラー取引の約定、2) 参加者からの申請がない場合、または 10 分以内に申請ができなかった場合。上記の取消権限の範囲について、規則に明記して頂ければと存じます。</p>	<p>本取引所の市場が混乱するおそれがあり、市場秩序の維持のために必要と認めるときは約定取消を行います。</p>
2.	<p>「約定価格が市場実勢から著しく乖離する」とはどのようなものか。仔細な数値基準は恣意的な問題への対処から難しいこともあろうと考えるが、レベル感 (直近の価格の上下〇%以上乖離や、前日の TIBOR 算出値に照らして〇%以上乖離、等) を示してほしい。</p>	<p>本取引所の市場が混乱するおそれがあり、市場の秩序維持の為に約定取消が必要と認められる場合に、本取引所は約定取消を行います。</p>
3.	<p>「約定価格が市場実勢から著しく乖離する等」の「等」にはどのような事態が考えられるか。</p>	<p>本取引所の市場が混乱するおそれがあり、市場の秩序維持の為に約定取消が必要と認められる事態が対象となります。</p>
4.	<p>過誤のある注文が執行された場合に「その他の本取引所が必要と認め」公表する事項には、約定取消の申し出を行った取引参加者名は含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>約定取消の申し出を行った取引参加者名は含まれることがあります。</p>